

療養休暇の見直しに係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和5年（2023年）11月8日～12月13日 7回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1	（1）療養休暇の取得は、医師の診療行為を受けた上で、「医師の証明」により、疾病名や療養期間を明らかにした場合に限り取得可能とする。 （2）職務に復帰した職員の療養休暇期間の通算のリセットまでの期間を6か月から1年へ変更する。 （3）療養休暇の申請及び承認について、所属内で完結している取扱いについて、人事担当課の合議とする。	診断書の提出を必須とするのは、費用負担の面からもハードルが高い。 労働組合で実施した職員へのアンケート結果を受けて、このままの内容では妥結できない。 必要な人が療養休暇を取りやすい制度、周りの人も納得いくような制度を作って欲しい。	組合が実施したアンケート結果を受け、提示内容を見直し、再提示を行う。